

# 投資商品約款・規定集（投資信託・公共債）改定のお知らせ

当社では、平成26年7月1日(火)以降、新規定によりお取扱いさせていただきます。  
なお、改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

- ※1 平成25年4月1日に「犯罪収益移転防止に関する法律」は改正・施行されたことを踏まえ、下記規定を一部改定させていただきます。  
※2 平成25年度税制改正において、「特定口座みなし廃止制度」が廃止となり、「投資信託特定口座取引規定」を一部改定させていただきます。

## 1. 対象となる規定（条項）

- |   |  |
|---|--|
| ※1 ・投資信託取引約款(第9条3項)<br>・保護預り規定兼振替決済口座管理規定(第21条5項) | ・投資信託受益権振替決済口座管理規定(第17条1項)<br>・一般債振替決済口座管理規定(第18条2項) |
| ※2 ・投資信託特定口座取引規定(第10条1項、第13条(3))                  |  |

## 2. 改定内容

### ※1. 【改定内容（例）＜投資信託取引約款＞】

次の条項の下線部を追加します。

※投資信託取引約款以外の規定に関しても、下記「投資信託取引約款」の改定と同様の内容の改定を行います。

改定前	改定後
第9条(解約) 1 (省略)変更なし 2 3 前項のほか、次の各号に一にでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適正である場合には、当社はこの取引を停止し、またはお客さまに通知することによりこの口座を解約することができるものとします。 (1) お客さまが次のいずれかに該当したことが判明した場合 ①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業 ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 ⑥その他前各号に準ずる者  (2) お客さまが、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 ①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 ⑤その他前各号に準ずる行為	第9条(解約) 1 (省略)変更なし 2 3 前項のほか、次の各号に一にでも該当し、申込者との取引を継続することが不適正である場合は、当社はこの取引を停止し、または申込者に通知することによりこの投資信託口座を解約することができるものとします。 (1) <u>申込者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合</u> A. <u>暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u> B. <u>暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u> C. <u>自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u> D. <u>暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u> E. <u>役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u> (2) 申込者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 E. その他A からD に準ずる行為

### ※2. 【改定内容＜投資信託特定口座取引規定＞】

次の条項の下線部を変更します。

改定前	改定後
第10条(特定口座年間取引報告書の送付) 1. 当社は、法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までに申込者にお送りいたします。	第10条(特定口座年間取引報告書の送付) 1. 当社は、法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を翌年1月31日までに申込者にお送りします。 なお、 <u>法第37条の11の3第8項に定めるところにより、年間を通じて特定口座内での譲渡および配当等の受入が発生していない場合、申込者へ「特定口座年間取引報告書」を交付いたしません。ただし、申込者から請求があった場合は、この限りではありません。</u>
第13条(特定口座の廃止) (3) 租税特別措置法施行令第25条の10の7第3項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとみなされたとき	第13条(特定口座の廃止) 削除 本削除に伴い、以降第13条の号番号繰り上げ

※改定内容の詳細および新規定（取引規定）をご入用のお客さまは、窓口までお申し付けください。